

長崎県後期高齢者医療広域連合嘱託員の任用、勤務条件等に関する規則

平成25年3月27日 規則第4号

最終改正 平成27年3月26日 規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の嘱託員の任用、勤務時間、報酬及びその他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において嘱託員とは、長崎県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成18年条例第5号）第3条に定める定数内の職員（以下「正規職員」という。）以外の者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項の規定に基づき任用される一般職の非常勤職員をいう。

(任用)

第3条 広域連合長は、その職務内容、期間、職場の実態等を考慮し、業務遂行上嘱託員の配置が必要と認められるときは、嘱託員を任用することができる。

2 嘱託員の任用期間は、1年を超えない範囲で、会計年度内において適宜期間を定めるものとする。

(任用手続)

第4条 嘱託員を任用する必要があるときは嘱託員任用伺（様式第1号）を広域連合長に提出するものとする。

2 広域連合長は、嘱託員の任用を決定したときは、任用する者に嘱託員任用通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(退職等)

第5条 嘱託員は、その任用期間が満了したとき又は死亡したときは、別に通知することなく退職するものとする。

(勤務時間等)

第6条 嘱託員の勤務時間は、1日又は1週について正規職員について定める勤務時間を相当程度下回る範囲内において、広域連合長が職務内容等を考慮して定める時間とする。

2 嘱託員の始業及び終業の時刻については、前項の勤務時間に応じて、広域連合長が定める。

(休憩時間)

第7条 嘱託員の休憩時間については、広域連合長が職務内容等を考慮して定める。

(週休日)

第8条 嘱託員の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)については、広域連合長が職務内容等を考慮して定める。

(休日)

第9条 次に掲げる日については、休日とし、特に勤務を命ぜられる者を除き、第6条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)においても勤務することを要しない。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(時間外勤務等)

第10条 所属長は、公務のため特に必要があるときは、正規の勤務時間を超えて勤務させ、又は週休日若しくは休日(次項に規定する代休日を含む。)に勤務させることができる。

2 所属長は、前項の規定により週休日又は休日に勤務を命じたときは、正規職員の例により、週休日の振替え、半日勤務時間(勤務時間の概ね2分の1に相当する勤務時間をいう。)の割り振り変更又は代休日(当該休日に代わる日をいう。)の指定をすることができる。

3 所属長は、第14条第1項の規定により割増報酬を支給すべき嘱託員に対して、正規職員の例により、当該割増報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

4 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された嘱託員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務されることを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

5 広域連合長は、3歳に満たない子のある嘱託員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした嘱託員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第1項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の職務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

6 広域連合長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある嘱託員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした嘱託員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第1項に規定する勤務をさせてはならない。

7 前項の規定は、広域連合長が定める日常生活を営むのに支障がある者を介護する嘱託員について準用する。この場合において、同項中「小学校の始期に達するまでの子のある嘱託員が、当該子を養育」とあるのは、「広域連合長が定める日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する嘱託員が、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

（年次有給休暇）

第11条 嘱託員には、広域連合長が定める日数の年次有給休暇を付与するものとする。

2 年次有給休暇は、1時間又は1日を単位として付与するものとする。

3 1時間を単位として付与することができる年次有給休暇（広域連合長が別に定める年次有給休暇を除く）は、広域連合長が定める日数の範囲内で付与する。

4 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、広域連合長が定める時間をもって1日とする。

5 年次有給休暇のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該日数のすべてを使用することができる。

6 年次有給休暇を受けようとする嘱託員は、あらかじめ所属長にその旨を届け出なければならない。

（年次有給休暇以外の休暇）

第12条 広域連合長は、次の各号に掲げる場合は、嘱託員に対して正規職員の例により有給の休暇を付与するものとする。

(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことをやむを得ないと認められるとき。

(2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき。

(3) 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため、通勤しないことがやむを得ないと認められるとき。

(4) 親族が死亡した場合で、嘱託員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき。

(5) 生後1年に達しない子を育てる女性である嘱託員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき。

(6) 妊娠中の女性である嘱託員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。

(7) 嘱託員が、夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るため、勤務しないことが相当であると認められるとき。

2 広域連合長は、嘱託員に対し、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる期間の無給の休暇を付与するものとする。

- (1) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (2) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週）以内に出産する予定である女性の嘱託員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (3) 女性の嘱託員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間経過した女性の嘱託員が就業を申し出た場合において、医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (4) 女性の嘱託員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (5) 嘱託員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 30日を超えない範囲で必要と認められる期間（公務上の負傷又は疾病の場合は、必要と認められる期間）
- (6) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する嘱託員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。次号においても同じ。）に5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
- (7) 広域連合長が定める日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の広域連合長が定める世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度に5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
- (8) 嘱託員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間

3 前2項の休暇（前項第1号（裁判員として官公署等へ出頭する場合に限る）、第2号及び第3号の休暇を除く。）を受けようとする嘱託員は、所属長の承認を受けなければならない。

4 第2項第1号（裁判員として官公署等へ出頭する場合に限る）の休暇を受けようとする嘱託員は、広域連合長の承認を受けなければならない。

（報酬）

第13条 嘱託員の報酬は月額報酬とし、その額は、広域連合長が職務内容及び勤務時間等を考慮して定める。

2 休日若しくは代休日に勤務しない場合又は有給休暇により勤務しない場合を除き、嘱託員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの報酬額を正規職員の例により減額する。

（割増報酬）

第14条 嘱託員が第10条第1項の規定により所定勤務時間外等に勤務した場合又は同条第2項の規定により振り替えた週休日、割り振り変更した半日勤務時間若しくは指定した代休日に勤務をした場合には、正規職員の例により算出した額を割増報酬として支給する。

2 嘱託員が第10条第3項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に勤務しなかったときは、当該時間外勤務代休時間に代えられた第3項に規定する割増報酬の支給に係る時間に対しては、正規職員の例により算出した額の割増報酬を支給することを要しない。

（費用弁償）

第15条 嘱託員が公務のため旅行するときは、正規職員の旅費の例によりその費用を弁償する。

2 嘱託員に係る通勤費用相当分については、正規職員の通勤手当の例により、その費用を弁償する。

（報酬等の計算期間等）

第16条 月額報酬の計算期間及び支給日は、広域連合長が別に定める。

2 月の中途に採用され、又は月の中途に退職した嘱託員の当該採用され、又は退職した月の報酬の額は、正規職員の例により日割りによって計算する。

3 割増報酬の支給日は、広域連合長が別に定める。

4 報酬は、嘱託員の申し出により、口座振込により支給することができる。

（勤務時間外等に勤務した場合の割増報酬の支給の基礎となる勤務時間数の計算）

第17条 第14条第1項の割増報酬の支給の基礎となる勤務時間数は、前条第1項に

規定する報酬の計算期間の全時間数によって計算するものとする。ただし、その時間数に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分未満のときは切り捨て、30分以上のときは1時間に切り上げて計算する。

2 第13条第2項の規定により報酬を減額する場合における勤務しなかった時間数の計算については、前項の例によるものとする。

(安全衛生)

第18条 広域連合長は、法令の定めるところにより、職場の安全衛生のため必要な措置を行い、嘱託員の安全と健康を確保するよう努めるものとする。

2 嘱託員は、公務災害を防止するため必要な事項を守るほか、広域連合長その他関係者が実施する公務災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。

(健康診断)

第19条 広域連合長は、嘱託員に対して労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条に規定する健康診断を正規職員に準じて実施するものとする。

2 嘱託員は、前項に定める健康診断を正当な理由なくして拒むことはできない。

(災害補償)

第20条 嘱託員が公務上又は通勤途上に負傷し、又は疾病にかかった場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第14号）の定めるところにより補償を行うものとする。

(社会保険)

第21条 嘱託員の社会保険については、それぞれ雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによる。

(地方公務員法の適用)

第22条 前各条に定めるもののほか、嘱託員の任用、服務その他の身分取り扱いについては、地方公務員法の規定によるものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、嘱託員の勤務条件等について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

起案	年 月 日		公印使用承認	年 月 日		
決裁	年 月 日		施行・完結	年 月 日		
広域連合長	事務局長	企画監	次長	課長	係長	発議者
合議先			起案者 所 属 氏 名			
囑託員任用伺						
勤務所属			氏名及び 生年月日	年 月 日生 (歳)		
職 名						
任用を必要とする理由及び職務の内容			学歴及び資格免許	年 月 日から 年 月 日まで		
			任用期間			
報 酬	月 額	円	予算措置	款 項 目 節 (費)		
任用経過						
特記事項						

添付書類 ①履歴書

②免許その他資格を有する場合には、それらを証する書類

様式第2号（第4条関係）

嘱託員任用通知書

年 月 日

様

長崎県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

地方公務員法第17条第1項の規定に基づきあなたを嘱託員として任用いたします。
なお、あなたを任用するにあたっての勤務条件は次のとおりです。

任用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
所属	
勤務の内容	
勤務時間	曜日 ~ 曜日 時 分 ~ 時 分 休憩時間 時 分 ~ 時 分
週休日 及び休日	イ 毎週 日曜日・土曜日 ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ハ 年末年始日(12月29日から翌年1月3日まで)
報酬	基本報酬額 月額 円
	報酬支払日 21日
	支払時の控除費目 健康保険、厚生年金、雇用保険の各負担金および所得税
	夏季・冬期一時金 制度なし
	昇給・退職金 なし
通勤手当相当額	制度あり（条件に満たない場合は支給がありません）
備考	1 任用期間が満了したときは、別に通知することなく退職することとなります。 2 任期中途において退職しようとするときは、退職しようとする日の2週間前までに退職願いを提出してください。 3 勤務時間、休憩時間及び週休日は、公務の都合上、変更される場合があります。 4 以上のほか、本広域連合嘱託員の任用、勤務条件等に関する規則によります。